

未支給年金・未支払給付金請求書および受給権者死亡届（報告書）について

未支給年金とは①②の年金となります

年金の支払いは、お亡くなりになった月分までとなります。

- ① 年金を受けている方がお亡くなりになったときにまだ受け取っていない年金
- ② お亡くなりになった日より後に振込みされた年金のうち、お亡くなりになった月分までの年金

この請求書は、お亡くなりになった方にお支払いをすべき年金があるとき、その方と生計を同じくしていた遺族（下の枠内）が未支給の年金として請求をする際に使用します。また、年金の受給権がある方が請求せずにお亡くなりになった場合、未支給請求者が請求を行うときにも使用します。

未支給の年金を請求できない方は、4ページの死亡届（報告書）のみご記入ください。

（※）遺族の範囲は次のとおりです。

未支給の年金を受けることができる方および順位

①国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金（JR、JT、NTT、農林を除く）

死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族（注）

（注）子の配偶者・配偶者の父母、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母、曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば
上記以外にも配偶者の子（配偶者の前婚における子）等民法上の3親等内の親族が含まれます。

②共済年金（JR、JT、NTT、農林に限る）

1. 死亡した受給権者に生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母

（子または孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって配偶者がいない方または組合員であった方の死亡当時から引き続き障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にある方）

2. 上記1以外の死亡した受給権者の相続人（※下記によらず民法に規定される相続の順となります。）

◇未支給の年金を受けることができる方の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族となります。なお、同順位者が2名以上ある場合は、そのうちの1名が代表してご請求ください。

◇自分より先順位者がいる場合は、未支給の年金を受けることはできません。

◇配偶者には、市区町村に届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含みます。

◇被用者年金一元化法施行(平成27年10月)以降に、複数の年金を受ける権利が発生した方がお亡くなりになった場合には、この請求書を日本年金機構または共済組合等のいずれか1か所に提出することにより、それぞれの年金の手続きが可能となります。

※未支給の年金および未支払の年金生活者支援給付金のいずれも受けることができる場合は、この請求書の提出により両方の給付の請求をしたこととなります。

なお、未支払の年金生活者支援給付金を受けることができる遺族の範囲は上記①と同様です。

ただし、共済組合等から支給される年金のみを受給されていた方の未支払の年金生活者支援給付金請求書の提出先は日本年金機構となります。

この請求書に添えなければならない書類

※死亡届（報告書）のみを提出する場合の添付書類は、4ページをご覧ください。

項番	必要な添付書類	添付理由	注意事項
①	☐ 年金証書 (死亡した受給権者分)	・年金証書の回収のため	・添付できない場合は、「受給権者死亡届（報告書）」に事由をご記入ください。
②	☐ 戸籍謄（抄）本または法定相続情報一覧図	・死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにするため	・市区町村長の証明書でも代替できます。 ・請求者の戸籍謄（抄）本で身分関係が明らかにならない場合は、追加書類が必要となる場合があります。
③	☐ 住民票（除票）	・受給権者の死亡の事実を明らかにするため ・死亡した受給権者と請求者との生計同一関係を明らかにするため	・死亡の事実を明らかにすることができる書類は、戸籍謄（抄）本、死亡診断書（コピー可）でも代替できます。 ・生計同一関係を明らかにすることができる書類は、5ページをご参照ください。
④	☐ 世帯全員の住民票	・死亡した受給権者と請求者との生計同一関係を明らかにするため	・生計同一関係を明らかにすることができる書類は、5ページをご参照ください。
⑤	☐ 預貯金通帳（コピー可）	・口座の確認のため	・詳しくは、2ページをご参照ください。

【個人番号（マイナンバー）で請求される場合】

○ 請求者の個人番号（マイナンバー）で記載いただいた場合は、上記③、④の書類を省略できます。

○ 個人番号（マイナンバー）で窓口でご請求される場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）をご提示ください。

お持ちでない場合は、以下の①および②をご提示ください。なお、郵送で請求書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

◇ 請求者が配偶者で、市区町村に届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方は、その事実を明らかにすることができる書類が必要です。

◇ 死亡した受給権者名義の送金通知書があれば必ず一緒にご提出ください。

◇ 代理の方が手続きをする場合は、ご本人の委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です。

◇ 添付書類は「コピー」「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。

◇ 戸籍謄本、住民票等（年金請求等を目的として交付されたものを除きます。）の原本については、お客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

記入上の注意

（未支給年金・未支払給付金請求書および受給権者死亡届（報告書）に共通した注意事項）

- ①には死亡した受給権者の基礎年金番号・年金コードをご記入ください。
また、死亡した受給権者が複数の年金を受けていたときは、すべての年金コードをご記入ください。ただし、年金ごとに未支給請求される方が異なる場合は、請求する年金コードのみご記入ください。
なお、①に記入すべき年金を請求中であるときは、㊦に年金の種類、提出した年金事務所の名称および提出年月日をご記入ください。
- ②および③の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。
- ◆は、死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済（三共済（JR、JT、NTT）・農林共済）の年金のみならず、共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金（未済の年金）の請求を希望するかどうか、該当する文字（はい・いいえ）を○印で囲んでください。共済年金と国民（基礎）年金のみを受けていた方は、別途、共済組合等に請求が必要です。
- ㊧には請求者または届出者の電話番号をご記入ください。（携帯電話も可）

（未支給年金・未支払給付金請求書にかかる注意事項）

- ㊨は、「金融機関」または「ゆうちょ銀行（郵便局）」のいずれか一方を記入し、口座番号などについて金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。なお、年金事務所などの窓口で直接預貯金通帳を持参される場合や、預貯金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分）を添付される場合は、金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明は必要ありません。口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ㊩は、受給権者が死亡した当時、受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の各欄の該当する文字（いる・いない）を○印で囲んでください。
- ㊪は、統合共済（三共済（JR、JT、NTT）・農林共済）の未支給年金を請求する場合、該当する文字（はい・いいえ）を○印で囲んでください。
- ㊫は、請求者が配偶者または子の場合であって、住民票上世帯を別にしていたが、住所が住民票上同一であったときにご記入ください。受給権者の死亡当時は同じ世帯であったが、世帯主の死亡により世帯主が変更されたことが住民票で確認できない場合も、ご記入ください。

未支給年金・未支払給付金請求書および受給権者死亡届（報告書）でいう年金給付、年金生活者支援給付金の種類

（国民年金）

老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金、寡婦年金、母子年金、準母子年金、遺児年金

（厚生年金保険）

老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害厚生年金、障害年金、障害手当金、遺族厚生年金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金

（船員保険）

老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金

（共済年金）

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金

※ただし、共済年金の特例支給部分は除きます。

（年金生活者支援給付金）

老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金

※死亡した受給権者が年金給付の年金請求書を提出していなかったときは、その年金請求書とその添付書類が必要です。
※審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※請求書を提出されてから未支給年金・未支払給付金が支払われるまでにおおむね3か月かかります。

未支給年金・未支払給付金請求書

二次元コード

◎「記入上の注意」などをよく読んでからご記入ください。
◎基礎年金番号・年金コードが不明なときは、年金事務所の窓口でご相談ください。
◎「※」印欄は、記入しないでください。

死亡された方

45	46	48	【職員記入欄】 死亡した方が年金生活者支援給付金を受給されていた場合は右欄に☑ ☐																	
死亡した受給権者	① 基礎年金番号 および年金コード	基礎年金番号		年金コード (複数請求する場合は 右の欄に記入)																
	② 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和				年				月										日
	⑦ (フリガナ) 氏 名	(氏)				(名)														
	③ 死亡した年月日	昭和・平成・令和				年				月										日

死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済の年金以外に共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金（未済の給付）の請求を希望しますか。 ※共済年金と国民（基礎）年金のみ受けていた方は、別途共済組合等に請求が必要です。 はい ・ いいえ

請求される方

請求者	④ (フリガナ) 氏 名	(氏)				(名)				⑤ 続柄	※続柄	
	住所	⑦ 郵便番号				⑧ 電話番号						
		— — — — —				— — — — —						
	⑧ (フリガナ) 住 所	※住所コード										
	個人番号					←請求される方の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。						
	⑨ 年金受取機関	(フリガナ)										
	1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 2. ゆうちょ銀行（郵便局）	口座名義人氏 名										
	年金送金先	金融機関	※	金融機関コード	※	支店コード	(フリガナ)	銀行 信金 信農 信漁 信連 協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	預金種別 1. 普通 2. 当座	口座番号（左詰めで記入）
	ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号				金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※						
	記号（左詰めで記入）	番号（右詰めで記入）				請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。						
支払局コード	※					※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。						

㊤ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。						
配偶者	子	父 母	孫	祖 父 母	兄 弟 姉 妹	その他3親等内の親族
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

㊦	死亡した方が三共済（JR・JT・NTT）・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合にご記入ください。	
	死亡者からみて、あなたは相続人ですか。 (相続人の場合には、続柄についてもご記入ください。)	はい ・ いいえ (続柄)

㊧	備 考
---	-----

請求される方が、別世帯の配偶者または子の場合

㊨	別世帯となっていることについての理由書 次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立します。 (該当の理由に○印をつけてください。)	
理 由	請求者氏名	
1. 受給権者の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。 (請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき。)		
2. 受給権者の死亡当時は、同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。		

死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっていたが、生計を同じくしていた場合は「別居していたことについての理由書」などが必要となります。用紙が必要な方は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などにお問い合わせください。

詳しくは、5ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」をご覧ください。

市区町村
受付年月日

実施機関等
受付年月日

令和	年	月	日	提出
年金事務所記入欄				
※遺族給付同時請求				有(上)・無(外)
※死亡届の添付				有・無

届書コード	処理区分コード	届書
8501		

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・年金生活者支援給付金
受給権者死亡届(報告書)

死亡した受給権者	① 基礎年金番号 および年金コード	基礎年金番号										年金コード (複数請求する場合は 右の欄に記入)					
	② 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和					年		月		日						
	㊦ (フリガナ) 氏 名	(氏)										(名)					
	③ 死亡した年月日	昭和・平成・令和					年		月		日						

届出者	④ (フリガナ) 氏 名	(氏)										(名)						⑤ 続柄	※続柄
	※ ⑥ 未支給無	⑦ 郵便番号										⑧ 電話番号							
	⑧ (フリガナ) 住 所	※住所コード																	
															市区町村				

◎ 未支給の年金・給付金を請求できない方は、死亡届（報告書）のみご記入ください。

◎ 死亡届のみを提出される方の添付書類

1. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類
(個人番号(マイナンバー)が収録されている方については不要です)
- ・住民票除票
 - ・戸籍抄本
 - ・死亡診断書(コピー可) などのうち、いずれかの書類

2. 死亡した受給権者の年金証書
年金証書を添付できない方は、その事由について以下の事由欄にご記入ください。

(事由)

ア、	廃棄しました。	(年 月 日)
イ、	見つかりませんでした。今後見つけた場合は必ず廃棄します。	
ウ、	その他 ()	

㊦ 備考	
------	--

市区町村
受付年月日

実施機関等
受付年月日

令和 年 月 日 提出		
年金事務所記入欄		
※遺族給付同時請求	有(上)・無	
※未支給請求	有・無	

生計同一に関する添付書類一覧表

添付書類については、1 ページの「この請求書に添えなければならない書類」もご覧ください。

1. 請求される方が配偶者または子の場合

請求者の状況	提出書類
住民票上同一世帯に属していたとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※
住民票上世帯を別にしていたが、住所が住民票上同一であったとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 別世帯になっていたことについての理由書（または④欄にご記入ください）
住所が住民票上異なっていたが、日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしていたとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 同居についての申立書 ③ 別世帯となっていたことについての理由書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれに代わる書類
単身赴任、就学または療養などのやむを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするつもりであったとき 例① 生活費、療養費などの経済的な援助が行われていた場合 ② 定期的に音信、訪問が行われていたこと	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 別居していたことについての理由書 ③ 生活費など経済的な援助および定期的な音信、訪問が行われていた申立書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれに代わる書類

2. 請求される方が死亡された方の父母、孫、祖父母または兄弟姉妹、その他3親等内の親族である場合

請求者の状況	提出書類
住民票上同一世帯に属していたとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※
住民票上世帯を別にしていたが、住所が住民票上同一であったとき	それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※
住所が住民票上異なっていたが、日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしていたとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 同居についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれに代わる書類
住所が住民票上異なっていたが、生活費、療養費などについて生活の基盤となる経済的な援助が行われていたとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 経済的援助についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれに代わる書類

※個人番号（マイナンバー）を記入した場合は、世帯全員の住民票（死亡した受給権者の住民票の除票）の添付を省略できる場合があります。

第三者の証明書に代わる書類（生計同一のわかるもの）について

（次のいずれかの書類をご用意ください。コピーでも差しつかえありません。）

事 項	提出書類
健康保険などの被扶養者になっていた場合（国民健康保険は該当しません）	被扶養者であったことを明らかにすることができる健康保険被保険者証または組合員証など ※コピーを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号および記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してください
給与計算上、扶養手当などの対象になっていた場合	給与簿または賃金台帳など
税法上の扶養親族になっていた場合	源泉徴収票または課税（非課税）証明書など
定期的に送金があった場合	定期的に送金されていたことがわかる現金封筒または預貯金通帳など

※請求される方が配偶者または子の場合、第三者の証明書に代わる書類が他にもあります。詳しくは、年金事務所などにお問い合わせください。

- ◇ 提出書類の「同居についての申立書」「別世帯となっていたことについての理由書」「生活費など経済的な援助が行われていた申立書」などについてご不明な場合は、「ねんきんダイヤル」または年金事務所などにお問い合わせください。
- ◇ 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。